

随意契約理由書及び比較見積省略理由書

1. 契約工事名

日本万国博覧会記念公園 事務所移転に伴う通信設備外改修工事

2. 随意契約理由

本工事は、事務所移転に伴う通信回線（光、メタル回線）の切替工事および現在園内で利用している Osaka_Free_Wi-Fi に関する設備一式を新設し旧設備からの切替工事をするものである。

自然文化園・日本庭園休園日である令和7年6月25日に事務所機能を現在の日本万国博覧会記念公園事務所（以降、旧公園事務所）から自然文化園内にある旧児童文学館（以降、新公園事務所）に切り替える予定である。翌日より自然文化園・日本庭園は営業する必要があるため、本工事を適正に行う必要があるが、新公園事務所からの通信設備に精通していないものが施工した場合、設備に不具合があった際に不具合箇所の特定に時間を要することとなる。また、責任の所在が不明確になるため、改善までに時間を要し、公園運営に大きな支障をきたすこととなる。

公共建築室に工事依頼し現在も施工中である移転改修電気設備工事（第2工区）（その2）の受注者である伊藤電気株式会社においては、新公園事務所から既存の万博記念公園内の通信ネットワークに接続するための通信回線の幹線や切替工事に必要な接続盤などを新設しており、新公園事務所からの通信回線の内容に関して精通している。以上のことと併せて、責任の所在が明確にでき、今後行われる事務所移転に伴う切替工事にも有利に働くことから、大阪府 財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略し、同社のみよ

り見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。